

令和8年度信用保証料助成事業に係る助成金交付要綱

一般社団法人東京都トラック協会
令和8年2月24日 制定
令和8年4月 1日 実施

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が負担する第3条に定める信用保証協会保証料（以下「保証料」という。）の一部を協会が助成することにより、会員事業者の経営安定に資することを目的とする。

(事業期間)

第2条 この要綱に定める助成事業期間は、令和8年4月1日から令和9年2月28日とする。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、会員事業者が、金融機関の融資に係る信用保証協会の信用保証を受けることに伴い、次の各号に掲げる信用保証協会へ支払った保証料とする。

- 一 国が定める「セーフティネット保証」（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）を受けた融資に係る保証料
- 二 原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした東京都等が定めるセーフティネット制度融資に係る保証料
- 三 国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」に基づき指定された保証）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証）（以下「激甚災害関係保証」という。）を受けた融資に係る保証料

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、支払保証料の2分の1の額とし、その上限金額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 前条第1号及び第2号に係る助成金の交付金額は、1会員事業者当たり20万円を限度とし、第2条に定める事業期間に係る保証料について、限度額に達するまで助成金を再交付することができる。
- 二 前条第3号に係る助成金の交付金額は、1会員事業者当たり40万円を限度とし、第2条に定める事業期間に係る保証料について、限度額に達するまで助成金を再交付することができる。

(助成金の交付申請)

第5条 信用保証協会へ保証料の支払いを行った会員事業者は、本要綱に定める助成金の申請をすることができる。ただし、他の地方トラック協会の会員である会員事業者の当該道府県信用保証協会の信用保証に係る保証料については、助成の対象としない。

- 2 前項の申請は、別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 信用保証料の計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し
 - 二 第3条第1号及び第2号に定める融資に係る信用保証（以下「セーフティネット保証」という。）の場合は、区市町村長が交付する「セーフティネット保証に係る認定書」の写し
 - 三 激甚災害関係保証の場合は、区市町村長等が交付する「り災証明書」の写し
- 3 前項に定めるもののほか、協会が必要と認める場合は、申請した会員事業者に対し、関係書類その他資料の提出及び照会に対する回答を求めることができる。
- 4 助成金の交付申請は、事業期間において協会本部事務局窓口休業日を除き、随時行うことができる。ただし、申請の期限は、令和9年3月1日とする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金交付の要件等を具足することを確認した後、予算の範囲内で当該助成金の金額を確定して会員事業者へ交付する。

(助成金の返還)

- 第7条** 当該助成金の交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会へその旨を申告し、返還額に対応する助成金を返納しなければならない。
- 2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。
 - 一 この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
 - 二 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
 - 3 前項の規定により返還を求められた会員事業者について、この要綱に定める事業及び公益社団法人全日本トラック協会が行うすべての助成事業に係る申請の受付及び助成金の交付は、原則として、当分の間、行わないものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 本事業の運営についてこの要綱に定めがないものは、別に定めるところによる。

附 則 (令和8年2月24日制定)

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施し、第3条に定める融資に係る借入れの行われた日（以下「借入日」という。）及び保証料の支払日が、第2条に定める期間にあるものに適用する。

(助成事業期間の特例)

- 2 借入日と保証料の支払日が、令和8年1月1日から同年3月31日の期間となる保証料については、申請状況等を踏まえ、助成の対象とすることができる。